

1 役員(理事・監事)の任期の変更

役員(理事、監事)の任期が変更されました。理事の任期は、これまでの「3年以内で定款で定める期間」から「2年以内で定款で定める期間」に変更されました。監事の任期は、これまでの「3年以内で定款で定める期間」から「4年以内で定款で定める期間」に変更されました。

2 理事による利益相反取引の制限

これまで理事は、組合と契約する場合のみ理事会の承認が必要とされていました。平成19年4月1日以降、理事は「組合と取引しようとするとき」「組合が理事の債務を保証する等組合と理事の利益が相反する行為をしようとするとき」に理事会の承認が必要となり、取引後には重要な事実を理事会に報告する義務が課されます。なお、利益相反取引をしようとする理事は理事会の定足数に算入されず、議決権も停止されます。

3 役員の資格要件(欠格要件)の創設

(1) 欠格事由

組合の役員となることができない者(欠格者)として、次の5つを列举しています。

- ① 法人
- ② 成年被後見人、被保佐人、外国の法令上これらと同様に取り扱われている者
- ③ 中協法、会社法、中間法人法、民事再生法、破産法の罪を犯し、刑に処せられた者
- ④ ③以外の法令に違反し、禁錮以上の刑に処せられた者
- ⑤ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者(共済事業を行う組合の役員)

4 監事の権限拡大、監事の権限限定と組合員の権限拡大

これまで監事は、会計に関する監査のみを行うこととされていましたが、今後、監事は原則として、会計監査に加え、業務監査(理事の業務執行の監査)も行うことになりました。このため、理事や使用人等に対する組合事業の報告請求や業務、財産や総会提出議案の調査権限が与えられるほか、組合と理事間の訴訟の際に組合を代表する権限が与えられます。

すべての組合の監事に原則として業務監査権限が付与されますが、組合員数(連合会の場合は会員組合の組合員の合計)が1,000名以下の組合では、定款にその旨を定めることで、これまでどおり監事の権限を会計に関する監査に限定することができます。

5 決算関係書類等の作成・手続の明確化

これまで、理事は、

- ①通常総会の1週間前までに決算関係書類を監事に提出しなければならない、②通常総会の1週間前までに決算関係書類を主たる事務所に備え置かなければならない、とされていました。

今回の改正により、

- ①決算関係書類及び事業報告書は、監事の監査を受けた上で理事会の承認を受けなければならない
- ②理事は、理事会の承認を受けた決算関係書類、事業報告書及び監査報告を、通常総会の通知とともに組合員に提供しなければならない
- ③組合は、通常総会の2週間前までに決算関係書類及び事業報告書を主たる事務所及び従たる事務所(従たる事務所へは写し)に備え置かなければならない、とされました。

6 会計帳簿等の保存の義務化、会計帳簿の閲覧請求要件の緩和

会計帳簿について、会計帳簿の閉鎖後10年間の保存が義務づけられました。また、会計帳簿の閲覧請求要件が、総組合員の「10分の1」から「100分の3」に緩和されました(定款でこの割合をさらに緩和することも可能。)ただし、共済事業を行う組合及び信用協同組合・連合会については「100分の3」は「10分の1」とされています。